

三商レポート

第十一話 「一步譲った人が幸せに」

(株) 三商 内藤 雄

「木漏れ日」をお読みいただきありがとうございます。借金や相続をテーマにしているため、重く暗い話になりがちです。読んで楽しい「国分寺マイタウン情報」の内容にはふさわしくないのではないかと。独りよがりの思い込みで書いてやしないか。そんな不安な気持ちになる時があります。そんな時、「読者の広場」にお寄せいただいた声に励まされます。「とても参考になった」「前向きに元気になりました」「興味深い納得の記事でした」など。そして、「これから連載をお願いします」には、飛び上がりたほどうれしくなりました。

前号のNO.103では、南町のN様から素晴らしいご意見をいただきました。『前回の「木漏れ日」ととても共感を持って読みました。私も以前、土地や家等のことで、兄妹間でつらく、せつない思いをいたしました。争いを少しでもさける為にも遺言書はとても大切だと思います。そして、それ以前に、あまり欲を出さずお互いを思いやり、もらったものに感謝をする気持ちも大切だと思います。』ありがとうございます。その通りだと思います。このご意見は、相続の本質をついていると思います。

欲を出さずお互いを思いやり感謝する気持ちであれば、決してもめることはありません。そして、一步譲った人が運とツキに恵まれて幸せになっています。欲を出して自分さえ良ければと考える人は、財産は手に入れても結局は不幸になっています。このことは、相続アドバイザーとして相続の実務の現場を経験した仲間の共通した感想です。

親が一生懸命に働き守ってきた財産を、「もらうのが当たり前」「他の兄弟姉妹より少ないのは面白くない」と兄弟間で相続争いをした家族は多くあります。その兄弟たちの争いを見て育った孫たちは、親たちの怨念までも相続します。家族そして親戚は崩壊していきます。先立った親の思いを想像すると、相続でもめるほど親不孝なことはありません。

そして、お互いに一步譲り合う前に「法律」という武器を持ち出すともめません。

①「今の民法は均分相続だ。だから全員平等に分けよう」

しかし、実は平等は不公平な結果になり不満が噴出することが多くあります。

②「特別受益」(お前は結婚したとき親父に家を買ってもらった。だから相続分を減らせ)・「寄与分」(この家はオレが切り盛りして守ってきた。だから相続分を多くよこせ)を主張すると反論が出てきてもめません。

③「遺留分減殺請求」（最低限のもらう権利がある）これを言い出すときは、まさに宣戦布告です。

法律は、話し合いがつかずもめたときにやむを得ず持ち出すものです。

相続でもめないためには、一步譲り、欲を出さず、互いを思いやり、感謝する。これがポイントです。

『うばい合えば足らぬ　わけ合えば余る

うばい合えば憎しみ　わけ合えば安らぎ』（相田みつを）

いい言葉です。この心で相続を迎えたいと思います。

この心で相続のお手伝いをしていきたいと思います。

南町の N 様　素晴らしいご意見をありがとうございます。読者の広場の皆様励ましの声をありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

（2005 年 5 月 4 日）